

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 平成19年 1月19日 18監 第467号 最終改正 平成25年 6月25日 25建企第197号 本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 (1) 総合評価落札方式（簡易型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。 また、総合評価落札方式（簡易型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事とし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案を技術提案と読み替えるものとする。 (2) 企業の技術力における技術提案の評価項目、評価内容および着目点、	長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 平成19年 1月19日 18監 第467号 最終改正 平成22年 9月28日 22建企第348号 本指針は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、建設工事に関する入札を総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札（WTO対象工事を除く。以下同じ。）（以下「総合評価落札方式（簡易型）」という。）により実施する場合の事務処理の効率化に資するため、運用上の基本的な事項を定めるものである。 1 一般的事項 (1) 総合評価落札方式（簡易型）の実施にあたっては、長崎県建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領（以下「要領」という。）及び本運用指針に定める事項のほか、定めがない事項については、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱、長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱、長崎県建設工事電子入札実施要綱、長崎県建設工事苦情処理手続要綱及び公共工事の入札結果及び契約内容の公表についての手続きによるものとする。 また、総合評価落札方式（簡易型）は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱に規定するVE対象工事とし、VE検討委員会は総合評価審査委員会、VE提案を技術提案と読み替えるものとする。 (2) 企業の技術力における最低限の要求要件（以下、「要求要件」という。）

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。	企業の技術力に係る評価基準（以下、「評価基準」という。）及び落札者決定基準については、入札公告において明らかにするものとする。
2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）により入札を実施しようとするときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」について様式1-1号及び参考様式第1号「工事概要書」により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工一般競争入札実施要綱に定める第2条(2) (3) による。）に提出するものとする。 (2) 関係部競争参加資格委員会の委員長（以下、「委員長」という。）は、契約担任者より（1）の提出を受けたときは、速やかに長崎県総合評価審査委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」について様式1-1号及び参考様式第1号「工事概要書」	2 学識経験を有する者の意見聴取 (1) 契約担任者は、総合評価落札方式（簡易型）により入札を実施しようとするときは及び落札者を仮決定しようとするときは、事前に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号において、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号により関係部競争参加資格委員会（関係部とは長崎県建設工一般競争入札実施要綱に定める第2条(2) (3) による。）に提出するものとする。また、設計金額5億円以上の工事で「落札者」が決定したときは、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、関係部競争参加資格委員会の委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出できるものとする。 (2) 部長は、契約担任者より（1）の提出を受けたときは、速やかに関係部で定める総合評価委員会設置要領に基づき設置された総合評価審査委員会（以下、「総合評価審査委員会」という。）に「実施対象工事の適否」及び「落札者決定基準」については様式1-1号により、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については様式4-1号に

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
により、意見を聴取しなければならぬ。 (3) 入札に参加しようとする者の技術力などの評価については、関係部競争参加資格委員会により意見を聴取するものとする。ただし、委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねる場合は、技術審査分科会に提出し、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (4) 委員長は（3）の提出を受けたときは、速やか「総合評価審査委員会」に、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については様式4-1号により意見を聴取しなければならぬ。 なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (5) 委員長は、（4）による意見を入札書等の提出期限後から開札直前までに契約担任者に様式4-1号により回答するものとする。 なお、入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が	より、意見を聴取しなければならぬ。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」については、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が意見を聴取するものとする。 (3) 部長は、（2）による意見を速やかに契約担任者に様式1-1号あるいは様式4-1号により回答するものとする。 なお、「入札に参加しようとする者の技術力などの評価結果」につい

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
回答するものとする。 (6) 委員長が技術力の評価を技術審査分科会に委ねた場合には、技術審査分科会会長は設計金額 5 億円以上の工事で「落札者」が決定したとき、速やかに関係部競争参加資格委員会に報告するものとする。 3 技術提案 (1) 技術提案は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (2) 技術提案は、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。 4 評価基準 (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。 (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。 (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する	ては、委員長が技術審査分科会に委ねる場合は、技術審査分科会会長が回答するものとする。 3 要求要件 (1) 要求要件は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (2) 要求要件は、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。 4 評価基準 (1) 評価基準は、企業の技術力に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項（以下、「評価項目等」という。）とする。 (2) 評価基準は、入札公告において明らかにするものとする。 (3) 評価項目等は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。 (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
意味のない企業の技術力は評価しないものとする。 (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。 必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。 (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。 5 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、総合評価審査委員会による<u>意見聴取及び競争参加資格委員会による審査</u>を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。 6 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札書を提出するものとする。	意味のない企業の技術力は評価しないものとする。 (5) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。 必要に応じ、入札前に技術資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札公告において明らかにするものとする。 (6) 得点配分は、必要度、重要度に応じて加算点を適切に設定する。 5 企業の技術力の評価 (1) 企業の技術力の評価は、入札公告に基づいて行うものとし、入札公告に記載されていない企業の技術力は評価の対象としない。 (2) 企業の技術力の評価は、総合評価審査委員会による審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の評価に特定の方法を用いないものとする。 6 入札 入札参加者は、入札書提出時には、長崎県建設工事執行規則に定める様式4号及び様式5号を使用するものとするが、電子入札対象工事の場合は、長崎県建設工事電子入札実施要綱第15条又は第28条の規定に基づき、入札書を提出するものとする。

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
7 開札 入札執行者は開札後「保留」を宣言し、次のことを告げて入札を終了するものとするが、電子入札対象工事の場合は、電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとする。 ア ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。 イ 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する旨。 また落札者の仮決定後に、直ちに開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」に掲載し、落札者の決定後においては紙による閲覧により、入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格を公表するものとする。 さらに落札仮決定者には落札仮決定の通知を行い、落札者決定後においては、落札決定者には確定した旨の通知及び全入札参加者には落札者が決定した旨を通知するものとする。	7 開札 入札執行者は、落札仮決定者の入札金額、標準点と加算点の合計点、評価値及びその氏名又は名称並びにランダム係数、予定価格及び最低制限価格（以下「入札金額等」という。）を公表し、次順位者以降の開札結果については、直ちに別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」を長崎県ホームページによる公表紙による閲覧を行う旨及び落札仮決定者から順に落札仮決定の通知を行い落札者が決定する旨を通知するものとする。ただし、談合情報があった場合又は入札結果に不自然さがあった場合又はくじ引きを実施する場合等落札者の仮決定を直ちに行うことができない場合は、評価値の最も高かった者の入札金額等を公表するとともに「保留」を宣言し、落札仮決定者が確定した時点で落札仮決定者が確定した旨を全入札参加者に通知するとともに、別紙様式「入札結果一覧表」を紙による閲覧を行うものとする。 また、電子入札対象工事の場合は、直ちに電子入札システムにより以下の事項を記載した保留通知書を入札参加者に送付するものとし、さらに、落札者の仮決定後に、開札結果を別紙様式「入札結果一覧表」及び「総合評価落札方式評価表」により長崎県ホームページ「発注予定工事情報・公告管理システム」による公表紙による閲覧を行うものとする。 ア 全入札参加者の業者名及び応札金額 イ ランダム係数、予定価格及び最低制限価格。 ウ 予定価格及び最低制限価格の範囲内の者について総合評価を実施する。

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	現行
8 落札仮決定者がいない場合の取扱い 落札仮決定者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。 8の2 落札決定 (1) 契約担任者は、要領11により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。 (2) 落札仮決定者は、要領11の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。 9 落札結果の公表 (1) 要領12(1)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。 (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。 10 施行期日 この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。	8 落札仮決定者がいない場合の取扱い 落札仮決定者がいない場合は入札不調とし、当該入札にかかる設計書は廃工とする。 8の2 落札決定 (1) 契約担任者は、要領11により落札者が仮決定した場合は、様式5号により落札仮決定者に通知する。 (2) 落札仮決定者は、要領11の2(1)により配置予定技術者を専任で配置することが可能か不可能かの通知を行う場合は、様式第6の1号又は様式6の2号を持参の方法により行うものとする。 9 落札結果の公表 (1) 要領12(1)に定める通知は、落札者には様式7号、その他の入札参加者には様式8号により行う。 (2) 入札過程の公表は別紙様式「入札結果一覧表」をもって実施する。 10 施行期日 この運用指針は、平成19年1月19日から施行する。 この運用指針は、平成19年3月15日から施行する。 この運用指針は、平成19年12月10日から施行する。 この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。 この運用指針は、平成20年7月22日から施行する。

総合評価落札方式（簡易型）試行要領運用指針 新旧対照表

改正後	、 現行
この運用指針は、平成20年 7月31日から施行する。 この運用指針は、平成21年 2月20日から施行する。 この運用指針は、平成21年 4月 1日から施行する。 <u>この運用指針は、平成25年 7月 1日から施行する。</u>	この運用指針は、平成20年 7月31日から施行する。 この運用指針は、平成21年 2月20日から施行する。 この運用指針は、平成21年 4月 1日から施行する。